

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成17年6月28日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表教職員給与課長の項第2号中「教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員(以下「府費負担教職員」という。)を除く。)並びに事務局及び教育機関に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員」を「事務局及び教育機関に勤務する教職員(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員を除く。), 嘱託員及び臨時的任用職員」に, 同表学校長及び幼稚園長の項第4号中「所属の府費負担教職員(校長を含む。)」を「所属教職員(校長及び園長を含む。), 嘱託員及び臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は, 平成17年7月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)